

第 1 3 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 1 8 分 閉会時刻 1 5 時 1 5 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	江 原 雅 江		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	沼 本 浩 彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	松 尾 真 治	副参事	倉 本 英 明
部 長	根 岸 正 治	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	渡 邊 直 樹	所 長	田 中 栄 嗣
部 長	森 茂 治	課長代理	武 内 栄 治
副参事	橋 本 忠 明		
副参事	石 部 圭 一		
副参事	加 藤 圭 二		
6 教育長等の報告			

7 議案			
<u>議案第40号</u> 代理の承認を求めることについて（令和6年度11月補正予算案（教育委員会関係分）について）、<u>議案第41号</u> 代理の承認を求めることについて（令和6年度11月追加補正予算案（教育委員会関係分）について）、<u>議案第42号</u> 代理の承認を求めることについて（倉敷市立小学校および中学校条例等の一部を改正する条例の制定について <u>議案第43号</u> 代理の承認を求めることについて（倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の制定について）、<u>議案第44号</u> 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市福田歴史民俗資料館）、<u>議案第45号</u> 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市立磯崎眠亀記念館）、<u>議案第46号</u> 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市旧柚木家住宅）、<u>議案第47号</u> 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市真備ふるさと歴史館） <u>議案第48号</u> 代理の承認を求めることについて（倉敷市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について、<u>議案第49号</u> 倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について			
8 議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項 別紙のとおり			
9	傍聴の状況	公開	傍聴人 0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
		教育長 仁 科 康	
		委 員 江 原 雅 江	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

まず、前々回10月3日開催の教育委員会議事録についてですが、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 10月3日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、10月3日の議事録を承認することとします。

前回11月14日の議事録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第40号 代理の承認を求めることについて（令和6年度11月補正予算案（教育委員会関係分）について）の説明を、橋本副参事、お願いします。

〈橋本副参事〉 資料の1ページをご覧ください。

議案第40号 代理の承認を求めることにつきましては、11月定例市議会に提出した予算議案「令和6年度一般会計補正予算」のうち教育委員会関係分に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、令和6年度11月補正予算（案）につきまして、その概要をご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

まず、11月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和6年度一般会計

及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、11月補正予算額をご覧ください。教育費につきましては、1,861万1千円を増額し、補正予算後の教育費の累計は、144億5,794万6千円で、一般会計に占める割合は、6.6%となっております。

次に、その下の表、令和6年度教育費予算項別一覧表でございしますが、表の下、計の欄をご覧ください。令和5年度の教育費、最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の割合は71.2%となっております。

続いて、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。

10ページの債務負担行為補正につきましては、該当する予算の説明の中で触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6ページ、7ページの11月補正予算額内訳書をご覧ください。

まず、「小学校建設費」の「小学校 校舎等建設事業」につきましては、長尾小学校の教室不足の解消に向けて、校舎等を増築するため、6億5,510万円を限度額として、令和7～8年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に「指導振興費」の「小学校 教科書採択替事業」及び「中学校 教科書採択替事業」あわせて1,761万1千円につきましては、指導者用デジタル教科書の購入費でございます。

次に「共同調理場建設費」の「（仮称）玉島 学校給食共同調理場整備運営事業」につきましては、PFI手法により共同調理場の整備・運営を行うため、131億5,400万円を限度額として、令和7年度～25年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。併せて、「PFI事業等応募促進報奨金」につきましては、PFI事業等への応募に関し、採用には至らなかったものの、優秀な事業提案と認められた事業者に報奨金を交付するため、400万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に「文化財保護費」の「歴史民俗資料館管理運営事業」から「真備ふるさと歴史館管理運営事業」の4事業につきましては、それぞれの施設の管理運営を行うための指定管理料でございます。まず、「福田歴史民俗資料館」につきましては、30万5千円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。福田歴史民俗資料館は、倉敷市公共施設個別計画におきまして、福田南公民館、古新田憩の家との複合化を検討することになっており、複合化に向けて施設のあり方や方向性の検討を進めているところです。今後はその結果を反映して施設の運営ができるよう、公の施設管理運営等方針で5年間とした指定管理期間を変更し、単年ごとの指定管理期間としています。他の3施設の指定管理期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間としており、債務負担行為の限度額は「磯崎眠亀記念館」は、813万2千円、「旧柚木家住宅」は、1,496万円、「真備ふるさと歴史館」は、486万1千円として、お願いするものでございます。

次の8ページ、9ページをお願いします。

最後に、「美術館費」の「美術館展覧会事業」100万円につきましては、特別展（仮称）「やべみつのりと矢部太郎～『ぼくのお父さん』のふるさと・くらしき」展を開催するための実行委員会負担金でございます。

併せて、700万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いしております。予算額内訳書の説明は以上となります。

続いて、10ページの「債務負担行為補正」をご覧ください。

こちらは、予算額内訳書の各事業の中でのご説明と重複いたしますので、個別の説明は控えさせていただきます。

令和6年度11月補正予算 教育委員会関係分の概要につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第４０号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各 委 員〉 はい。

〈教 育 長〉 ご異議ないようですので、議案第４０号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第４１号 代理の承認を求めることについて（令和６年度１１月追加補正予算案（教育委員会関係分）について）の説明を、橋本副参事、お願いします。

〈橋本副参事〉 資料１１ページをお願いします。

議案第４１号 代理の承認を求めることにつきましては、１１月定例市議会に提出した予算議案「令和６年度一般会計補正予算」のうち教育委員会関係分に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第２条第３項の規定により承認をお願いするものでございます。

先ほどの議案第４０号に対しまして、こちらは追加補正予算となるものです。

それでは、令和６年度１１月追加補正予算（案）につきまして、その概要をご説明いたします。１５ページをお願いします。

まず、追加補正予算の規模でございますが、上段の表、令和６年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から２行目、１１月追加補正予算額をご覧ください。教育費につきましては、４，１５５万４千円を増額し、追加補正予算後の教育費の累計は、１４４億９，９５０万円で、一般会計に占める割合は、６．６％となっております。

次に、その下の表、令和６年度教育費予算項別一覧表でございますが、表の下、計の欄をご覧ください。令和５年度の教育費、最終予算額と比較しますと、今回の追加補正予算後の割合は７１．４％となっております。

続いて、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明申し上げます。

１６ページ、１７ページの１１月追加補正予算額内訳書をご覧ください。

学校給食費の学校給食運営事業４，１５５万４千円につきましては、食材費の高騰に伴い、小学校・中学校・特別支援学校の給食費を令和７年１月分から値上げすることといたしますが、年度途中の急な値上げとなることから、子育て世帯の負担軽減を図るため、１月から３月までの給食費の値上げ相当額について、市が負担するための経費でございます。簡単ではございますが、説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第４１号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第４１号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第４２号 代理の承認を求めることについて（倉敷市立小学校および中学校条例等の一部を改正する条例の制定について）の説明を、橋本副参事、お願いします。

〈橋本副参事〉 資料の１９ページをご覧ください

議案第４２号 代理の承認を求めることにつきましては、１１月定例市議会に提出した条例議案「倉敷市立小学校および中学校条例等の一部を改正する条例の制定」に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第２条第３項の規定により承認をお願いするものでございます。

資料の２０ページ、２１ページをお願いします。改正の理由でございますが、下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校を統合し、令和８年度に義務教育学校 下津井学園を設置することとしており、統合されるこの３校については、令和７年度末をもって廃止いたします。このことに伴いまして、学校の名称及び位置を規定した倉敷市立小学校および中学校条例から、廃止となる

学校に関する規定を削除し、新たに義務教育学校の規定を追加する等の改正を行うものです。またあわせて、学校種別を規定した条例等についても、「義務教育学校」の文言などを加えるための改正を、「倉敷市立小学校および中学校条例」ほか12件の条例について行うものです。

条例の施行日でございますが、義務教育学校の設置日は、令和8年4月1日となりますので、義務教育学校の学区について審議をお願いする「倉敷市立小、中学校学区審議会」を7年度中に開催いたします。このため、この審議会について規定した条例と同審議会委員の報酬について規定した「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」の2件については、令和7年4月1日の施行とし、その他の11件の条例については、令和8年4月1日を条例の施行日としています。

22ページから25ページに、改正するために制定する条例を、26ページから33ページに、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。条例改正ということで、内容がたくさんあります。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それではお諮りします。議案第42号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第42号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第43号 代理の承認を求めることについて（倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の制定について）の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の35ページをご覧ください。また、添付の「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」を参照ください。

議案第43号 代理の承認を求めることにつきましては、11月定例市議会に

提出の議案「倉敷市労働会館条例等の一部を改正する条例の制定」に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

この条例は、添付の「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づいて全庁的に使用料の改定を行うもので、企画財政局が関係する20の条例を取りまとめて11月議会に上程しています。

本市では公共施設個別計画に基づいて施設の複合化・長寿命化を行うことに加え、近年、光熱水費・修繕費等の維持管理費用も上昇している状況から、維持管理費等に対する受益者負担を考慮した使用料の算定方法を取り入れた「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」を令和5年12月に決めました。

この度、基本方針に基づいた使用料の算定を行い、令和7年4月から新たな施設使用料に改定する等のため、条例を改正するものです。

なお、使用料を見直した結果、急激な料金の変動がある場合には、激変緩和措置として、原則、現行使用料の1.5倍を上限とし、下限を0.7倍としています。また、社会情勢等の変化に適切に対応するため、使用料の積算原価を3年ごとに見直して使用料の改定を行う、としています。

教育委員会では、倉敷市公民館条例・倉敷市立自然史博物館条例・倉敷市民学習センター条例・倉敷市旧柚木家住宅条例・倉敷市まきび記念館条例の5つの条例が対象となっており、それぞれの条例の改正文を37ページに掲載させていただいております。また、その他として、この基本方針に掲げている利用実態等を勘案した料金設定などによる見直しを行っています。

まず、倉敷・水島・船穂公民館の大ホール、ライフパーク倉敷の大ホールを「本市住民でないもの」が使用する場合、割り増し使用料を加算しておりますが、割増しの加算割合が、使用する時間帯などで94%から100%とばらついていたものを100%に統一させていただく、また、同じく大ホールを「入場料

を徴収して」使用する場合も割り増し使用料を加算しておりますが、現行では「本市住民」が使用する場合の加算割合が５０％、「本市住民でないもの」が使用する場合の加算割合が２５％となっているものを、５０％に統一する、見直しを行うものです。

各施設の使用料の詳細につきましては、３９ページ以降にそれぞれの条例の新旧対照表を掲載していますので、ご参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。こちらの議案もたくさんの項目がありますが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第４３号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第４３号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第４４号 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市福田歴史民俗資料館））から、議案第４７号 代理の承認を求めることについて（指定管理者の指定について（倉敷市真備ふるさと歴史館））までの各号は、一括で審査いたします。まとめた説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の４５ページをご覧ください。

議案第４４号から５２ページの第４７号まで関連する議案ですので、まとめて説明させていただきます。

この４つの議案の代理の承認を求めることにつきましては、１１月定例市議会に提出の議案「指定管理者の指定について」に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第２条第３項の規定により承認をお願いするものでございま

す。この度、指定管理者の指定を行う、倉敷市福田歴史民俗資料館など4つの施設は、今年度の3月末で現指定期間が終了します。来年度からの管理運営については、令和6年3月の教育委員会で「公の施設管理運営等方針」を公表し、指定管理者による管理運営を継続するとともに、選定方法を非公募とし、引き続き現指定管理者を指名することを報告させていただきましたが、地方自治法の規定により、指定管理者の指定について承認を求めるものです。

まず、倉敷市福田歴史民俗資料館ですが、指定管理者として倉敷市福田歴史民俗資料館管理委員会を指名しています。当委員会は、昭和62年の開館当初から資料館の管理業務を行い、これまで適切に管理運営しており、引き続き、福田歴史民俗資料館管理委員会を指定管理者に指名するものです。次のページ46ページに当委員会の概要を掲載しています。

また、福田歴史民俗資料館は、3月に報告させていただいた公の施設管理運営等方針では指定管理期間を5年間としておりましたが、倉敷市公共施設個別計画において、福田南公民館、古新田憩の家との複合化を検討することとなっており、複合化に向けて資料館のあり方や今後の運営等の検討を行っています。今後はその結果を施設の運営にスムーズに反映できるよう、指定管理期間を単年にさせていただき、11月補正予算には令和7年度のみ債務負担行為の補正をお願いしております。

なお、他の3施設の指定管理期間につきましては、令和7年度から令和11年度までとし、11月補正予算に5年間の債務負担をお願いしています。

47ページをお願いします。倉敷市磯崎眠亀記念館につきましては、指定管理者として磯崎眠亀顕彰会を指名しています。当顕彰会は、昭和63年に記念館が開館して以来、長きにわたり地元根ざした顕彰活動を行っており、その活動は地域づくりにも大きく貢献しています。平成23年度に記念館の指定管理者となって以降、来館者の高い満足度を維持しており、引き続き、磯崎眠亀顕彰会を指定管理者とするものです。次のページ48ページに当顕彰会の概要を

掲載しています。

続いて49ページをお願いします。倉敷市旧柚木家住宅につきましては、指定管理者として玉島商工会議所を指名しています。当会議所は、自主事業や商工会議所のネットワークを活かした広報活動を実施しており、地域内外での知名度の向上に大きく貢献しており、引き続き、玉島商工会議所を指定管理者とするものです。次のページ50ページに当商工会議所の概要を掲載しています。

51ページをお願いします。最後に倉敷市真備ふるさと歴史館ですが、指定管理者として岡田藩史研究会を指名しています。歴史館の資料の多くは、当研究会が収集したもので、定期的に古文書の解説などの勉強会を開催するなど、より分かりやすい、展示物の説明・解説に取り組むとともに、金田一耕助のイベント等にも積極的に協力し、全国から訪れる多くの来館者の満足度のアップに努めており、引き続き、岡田藩史研究会を指定管理者とするものです。次のページ52ページに当研究会の概要を掲載しています。

「指定管理者の指定について」の説明は以上です。よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。4つあわせてということですが、ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第44号から47号、合わせて4件につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第44号、45号、46号及び47号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第48号 代理の承認を求めることについて（倉敷市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について）の説明を森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の53ページをご覧ください。また、先ほどの議案43号に添付の「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」を参照ください。

議案第48号 代理の承認を求めることにつきましては、11月定例市議会に

提出の議案「倉敷市立美術館条例等の一部を改正する条例」に関する市長への意見の申出について、教育長が事務処理を代理いたしましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

11月議会に上程している使用料の改定に伴う条例改正は、企画財政局が取りまとめて11議会に上程しておりますが、美術館条例の一部改正につきましては、使用料に加えて観覧料の改正を行うため、独自の議案となっています。

改正の理由は、美術館の特別展観覧料に係る規定を整備し、施設の使用料を改定するため条例を改正するものとしています。

改正の内容ですが、まず美術館特別観覧料について、現条例で「1人1回につき1,100円の範囲内で教育委員会が別に定める額」とされているものを、「1人1回につき2,200円の範囲内」と上限額を改正するものです。美術館の特別観覧料は、昭和58年の美術館開館以来、消費税の増額以外に変更しておらず、また近年の光熱水費・人件費の上昇など、特別展・企画展などの開催経費の負担増に対応させるとともに、近隣の類似施設の観覧料に合わせるものです。

次に、展示室及び講堂等の使用料の改正につきましては、「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づき算定した使用料額に改定をさせていただくものです。55ページに改正文、56、57ページに新旧対照表を掲載していますので、ご参照下さい。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

それではお諮りします。議案第48号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教 育 長〉 ご異議ないようですので、議案第４８号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第４９号 倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、森部長、お願いします。

〈森 部 長〉 資料の５９ページをご覧ください。また、先ほどの議案４３号・４８号に添付の「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」を参照ください。

先ほどの議案４３号・４８号で説明させていただいたとおり、本市では、この条例は、添付の「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づいて全庁的に使用料の改定を行っております。公民館の、陶芸窯室では、今まで、施設使用料に電気使用料も含めて使用料を規定しておりましたが、基本方針に基づき施設面積に応じた施設使用料と付属設備である電気陶芸窯の電気使用料にそれぞれ分けて使用料を規定し、使用した時間に見合う電気使用料をご負担いただくこととして倉敷市公民館条例施行規則において規定するものでございます。対象設備は、琴浦公民館の陶芸窯室の電気陶芸窯で、電気使用料は、１時間につき７７円となります。

施行日は、使用料の条例改正と同じ令和７年４月１日としています。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教 育 長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第４９号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各 委 員〉 はい。

〈教 育 長〉 ご異議ないようですので、議案第４９号は可決することに決定いたしました。

次に、報告事項に移ります。

令和７年度倉敷市行政組織改正（案）についてのご説明を、橋本副参事、お願いします。

〈橋本副参事〉 倉敷市行政組織の改正案が１１月議会に併せ公表されましたので、ご報告をさ

させていただきます。別添資料の2ページをご覧ください。

教育委員会では2件ございまして、1つは、項番6の倉敷中央学校給食共同調理場に（仮称）児島学校給食共同調理場を新設する案でございます。

令和7年度2学期から、児島・水島地区の15校へ、新たに共同調理方式での給食提供を開始するため、学校教育部倉敷中央学校給食共同調理場の下部組織として、課長補佐級組織の「（仮称）児島学校給食共同調理場」を新設するというものでございます

2つ目は、項番7の中央図書館に「図書館移転準備室」を新設する案でございます。今後の市立図書館の在り方を検討していくとともに、中央図書館をはじめとする施設の複合化等に伴う膨大な移転作業等を効率的に推進するため、生涯学習部中央図書館に課長補佐級組織の「図書館移転準備室」を新設するというものでございます。

これらの改正案につきましては、令和7年2月には成案となる予定でございます。報告は以上でございます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、令和6年度「こころの劇場」倉敷公演についてのご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 資料は62ページを御覧ください。この「こころの劇場」は、劇団四季が全国の子どもたちを無料で劇場に招待し、演劇の感動を届けるプロジェクトとして、平成20年から実施されている事業です。倉敷市では児童の豊かな情操の涵養を目指すとともに、公共の場でのマナーの育成を図ることを目的として、平成21年度から市内全小学校の6年生児童が「こころの劇場」を観劇しています。令和2年度から令和4年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、劇場での公演は中止されており、昨年、令和5年度は4年ぶりに劇場での開催となりました。

今年度の作品は、「ふたりのロッセ」というミュージカルで、下の方に少し説明がありますが、「子どもに読ませたい児童文学100選」にも選ばれている、映画やアニメの作品にもなっている世界的な名作となっています。

実施日時は、令和7年1月30日と31日の2日間で、ここにお示ししている日程で行われることとなっております。会場は、倉敷市民会館で、昨年度複式学級で5・6年両方が参加した学校を除いた倉敷市内の56校の小学6年が観劇いたします。

委員の皆様方におかれましては、御観覧を御希望の場合には、担当課まで御連絡をお願いいたします。説明は以上になります。

〈教育長〉 ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

続きまして、令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項についての説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 「令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項について」御説明いたします。別添の冊子をご覧ください。

7月18日の教育委員会におきまして、「令和7年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施大要」をお示しし説明させていただきましたが、今年度から、例年3月下旬に実施されていた「一般入学者選抜第Ⅱ期」が廃止され、2月の月上旬に実施される「特別入学者選抜」と、3月上旬に実施される「一般入学者選抜」の大きく2回に分けて行われることとなっております。

今回は入学者選抜の基本的事項が決まりましたので、その内容の概要について、ポイントとなる点を中心に御説明いたします。

表紙の裏側から見開きで、入試日程の一覧表をお示ししております。

1ページを御覧ください。まず、「一般入学者選抜」についてです。

募集を実施する学校は、ここにお示ししておりますように、全ての市立高等学校となっています。

続いて2ページの「3 入学者選抜のための学力検査」を御覧ください。学力検査は「県立高校一般入学者選抜」と同じ日の、令和7年3月11日（火）に実施し、国語、数学、英語の3教科、及び作文・適性検査を実施します。

続いて3ページになりますが、「4 面接」、「5 作文」、「6 適性検査」については、ここへお示ししている日時や内容等で実施いたします。

次のページ、4ページの「7 選抜」ですが、（1）選抜の方針の、「イ」には、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業等により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないよう配慮することを示しております。救済措置をしていくということになっております。

「8 合格発表」は、令和7年3月19日（水）午前9時からとなっており、「9 追検査」について以降につきましては、お示しの内容で実施することとしております。

次に7ページをご覧ください。「特別入学者選抜」についてです。

実施校は、精思高等学校霞丘校、倉敷翔南高等学校及び真備陵南高等学校です。募集人員は3校とも募集定員の50％としています。

続いて8ページ「3 入学者選抜のための学力検査」については、令和7年2月5日（水）に、「4 面接」は、翌日2月6日（木）に実施します。

次の9ページの「7 合格者の発表」ですが、一般入学者選抜の合格発表と同じ日の、3月19日（月）に行います。

続いて10ページになりますが、「定時制課程の特別な入学者選抜」です。こちらは入学時点で20歳以上の人を対象とした入学者選抜となります。以前は、「成人の」としていましたが、成人年齢が変わったことによりこのような表記となっております。この入学者選抜につきましては、若干名の募集で、夜間部の学科で実施します。

「3 面接及び作文」は、2月5日（水）に実施し、合格発表は3月19日（水）となります。説明は以上となります。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

続きまして、令和7年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項についての説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 令和7年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項について主な内容についてご報告いたします。別冊資料を御覧ください。

1ページの「1 募集」の（1）の応募資格については、ここにお示ししている通りです。（2）の募集定員ですが、普通科35名となっています。

「2 通学区域等」では、通学区域いわゆる学区について、「3 出願」では、出願に関しての条件や期間、手続きの方法等をお示しております。

2ページに進みまして、「4 入学者のための検査・面接」ですが、実施期日は、令和7年1月31日（金）で、倉敷支援学校で行い、知的能力や作業能力の検査に加え、面接も実施することとしております。

3ページ「7 合格者の発表」ですが、令和7年2月20日（木）となっております。

「8 追検査」には、検査当日に特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者の追検査について示しています。

次のページの4ページには、「9 個人情報の本人提供」のほか、10番、11番、12番に必要事項をお示ししております。その他は、調査書等の様式について示しておりますのでご覧になっていただけたらと思います。説明は以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉 3月の年度末の時点で、一般の高校とそれから支援学校等も含めて、いわゆる志願者数、合格者数、実際の通学者数の状況が分かるのでしたら、3月の最後

の教育委員会の時にでも教えていただければと思います。

〈根岸部長〉 試験の結果ということですね。

〈難波委員〉 はい。

〈教育長〉 他にご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、学校給食費の目安単価の改定及び保護者負担の軽減についての説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉 教育委員会資料の63ページをお願いいたします。

この件につきましては、議案第41号の追加補正の説明と重複しますが、ご容赦をいただきたいと思います。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第2項に、「学校給食における食材については保護者の負担とする」との規定に基づきまして保護者の方々に負担をお願いしているところでございます。

本市の学校給食に於きましては現在小学校については、1食当たり食材費を310円、中学校については360円と定め、栄養士が献立を作成しております。昨今、食材費の高騰が続いているため、献立の工夫や、一部の食材の見直し等の対策を行い、食材費の低減に努めておりましたが、令和6年の11月に公益財団法人岡山県学校給食会の方から米飯の価格、ご飯の価格を値上げするという通知がございました。

現在の目安単価では、学校給食に必要なエネルギーや栄養素の確保が困難と判断をいたしましたため、保護者の方々に値上げをお願いするものでございます。

改定後の目安単価は、1食当たり小学校が330円、中学校が385円です。

改定の時期は令和7年の1月でございます。保護者の方の年間での負担額につきまして、ここに掲げている表のとおりとなります。

なお今回の目安単価の改定に関しましては、年度内の急な値上げのお願いになりましたことから、令和7年1月から3月までの期間について、つまり値上げ相当分について、市が補助を行うことといたしました。

このため、実質的には7年の4月から値上げをお願いすることとなります。

報告は以上でございます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

続きまして、令和6年度第2回出張学校給食展の開催についての説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉 教育委員会資料の64ページ、並びに出張学校給食展のチラシをあわせてご覧いただけたらと思います。

この展示会は、学校給食の現状を知っていただき、その役割やあり方について理解を深めていただくため年2回開催をしております。

今年度第1回目は、10月に天満屋ハピータウン児島店を会場に開催いたしまして、令和7年2学期からの給食提供を目指して建設中の（仮称）児島学校給食共同利用調理場の紹介などを行いました。

第2回目は、令和7年1月25日、アリオ倉敷1階のセンターコートを会場に開催する予定でございます。食育クイズや保温食缶、食器、調理器具の実物展示などを行うこととしております。報告は以上でございます。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画（案）に対するパブリックコメントの集約結果についての説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の65ページをお願いします。また、パブリックコメントの集約結果を添付しておりますので、ご参照ください。

「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画」（案）につきましては、令和6年8月の教育委員会にご提示させていただき、令和6年8月27日から9月26日までの間、この計画案に対する市民の皆様のご意見を募集しておりましたが、そのパブリックコメントの結果の概要についてご報告させていただ

きます。約1か月の募集期間中に11人の方から、62件のご意見をいただいております。

主なご意見といたしましては、ライフパーク倉敷の施設改修に対する提案など「ライフパーク倉敷整備に関すること」、新自然史博物館整備の要望や展示方法に対するご提案など「新自然史博物館整備に関すること」、「展示に関すること」、標本などを保管する収蔵庫など「収蔵環境に関すること」、駐輪場や駐車場などの「外構整備に関すること」などで、そのほか、ミュージアムショップや建物デザインに関すること、100万点の収蔵品の活用方法等など、基本計画（案）について、多岐にわたるご意見をいただきました。これらのご意見、そして意見に対する市の考えを、別冊として添付しておりますので、ご参照ください。

このブリックコメントの集約結果につきましては、市ホームページへの掲載、パブリックコメント閲覧場所への掲示などを通じ、広く市民の皆さまに周知をさせていただきます。

また、この結果を踏まえ、「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画」（案）を成案として策定し、自然史博物館のホームページにて公表することとしております。

今後、今回いただきましたご意見をはじめ、来館者アンケート、自然史博物館協議会で審議などを参考にしながら、自然史博物館の新築・移転、ライフパーク倉敷の整備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、第46回倉敷市こどもまつりの開催について説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 「第46回倉敷市こどもまつり」の開催について説明させていただきます。資

料の 6 6 ページ、また、案内チラシを添付していますので、ご参照ください。

倉敷市こどもまつりは、市内の子どもたちが集い、子ども会や少年団体などの活動状況の発表や、健全な遊び・体験活動を通じて、交流を深めることでそれぞれの団体活動の一層の活性化を図ることを目的に開催しています。第 4 6 回となる令和 6 年度の開催について、報告をさせていただきます。

開催日時は、令和 7 年 2 月 2 日の日曜日、9 時から 1 5 時まで、場所はライフパーク倉敷で開催します。令和 4 年度、5 年度は感染症拡大防止のため、事前受付で参加者数を制限しておりましたが、今年度は定員を設けず、多くの子どもたちに参加していただけるようにと考えておりますが、催し物によっては、材料に限りがあるものなどがあり、整理券の配布などを行うこととしています。イベントの内容は、子ども会連合会による大ホールでの子ども文化祭をはじめ、ボーイスカウトや児童館、自然の家など、子どもに関する活動をしている団体や民間企業の方、1 6 の参加団体が子どもや親子で楽しめる様々な体験活動やワークショップを実施します。詳しくは案内チラシをご参照ください。

今後、広報くらしき、市ホームページへの掲載、倉敷公式アプリや SNS を活用して周知に努めてまいります。

委員の皆様におかれましては、忙しい時期ではありますが、ぜひご来場いただきますよう、お願いします。報告は以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、第 3 0 回倉敷女性まつりの開催の開催についての説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 「第 3 0 回倉敷女性まつり」の開催について説明させていただきます。資料の 6 7 ページ、また、案内チラシを添付していますので、ご覧ください。

倉敷女性まつりは、倉敷市婦人協議会が、地区婦人協議会等の活性化と学びの場として、平成 6 年度から開催しています。第 3 0 回となる令和 6 年度の開催

について、報告させていただきます。

開催日時は、令和7年2月4日（火）11時から15時までで、倉敷市芸文館大ホール・ロビーを会場に実施いたします。主なイベントの内容は、午前11時から芸文館ロビーにて開催する「たのしいバザー」、オープニングアトラクションとして、倉敷北公民館で活動しているオカリナグループ「オリーブ&パイ」による演奏、その後記念講演として、倉敷を舞台にした映画「蔵のある街」を制作中の映画監督の平松 恵美子（ひらまつ えみこ）氏による「倉敷からスクリーンへ続く道～映画に託す想い～」と題した講演を行います。入場料は300円で、各地区婦人協議会会員のほか、一般の方にもご参加いただけます。また、芸文館ロビーでは、各地区婦人協議会の活動報告をパネル展示で行います。詳しくは案内チラシをご参照ください。

教育委員の皆様にはご多忙のところ恐縮ですが、ご出席をいただき、市婦人協議会の活動の様子をご覧いただければと思っております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上で、本日予定していました議題は全て終了しましたが、事務局から他に何かございますか。

〈事務局〉 ございません。

〈教育長〉 委員の皆様から他に何かございますか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 以上で、予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会は閉会といたします。本日は倉敷市総合教育会議に続き、長時間ありがとうございました。